（税理士法の一部改正）

第十四条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

第五条第一項第一号ホ中「若しくは弁護士法人」を「、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第五十一条第二項中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、「その法人」を「これらの法人」に改め、同条第三項中「（弁護士法に規定する社員」を「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（これらの法人の社員（弁護士に限る。）」に改め、同条第四項中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

（信用保証協会法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

一　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第二十条第三項

二　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条の三第三項

三　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百二十七条第二項第三号、第二百二十二条第三項第一号ハ及び第二百七十条第三項第一号ハ

四　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第九十九条第二項第四号

五　少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第九十三条第二項第三号

（国税徴収法の一部改正）

第十六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「、監査法人」を「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の九第三項第二号中「同法第四十八条の二（設立）に規定する」を削り、「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号㈣中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

（通関業法の一部改正）

第十九条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「職務若しくは」を「職務」に改め、「弁護士法人が行う業務」の下に「若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第七十一条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が行う業務」を加える。

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第二十条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第七号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第二条第三号に」を「第二条第四号に」に、「第五条の二第一項又は第五条の三」を「第六条第一項又は第七条」に、「及び同法第二条第三号の二」を「、同法第二条第五号」に、「第五十条の五」を「第五十九条に規定する役務の提供及び同法第二条第六号に規定する弁護士・外国法事務弁護士共同法人が行う弁護士法第三条第一項又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第七十一条」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第二十一条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号中「はり紙」を「貼り紙」に改め、同項第九号中「若しくは弁護士法人」を「、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第十八条第八項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第十九条第一項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第二十三条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

（総合法律支援法の一部改正）

第二十四条　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「及び弁護士法人」を「、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第三条及び第七条中「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第十条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に、「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第二項中「及び弁護士法人」を「、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二十九条第五項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第八項第一号中「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第三十条第一項第一号ロ、第三号、第七号及び第十号並びに第三十二条第三項中「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第二十五条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四項中「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同条第七項中「雇用する弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第四条第二項中「が弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を、「当該弁護士法人」の下に「又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

（会社法の一部改正）

第二十六条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第四十三条第三項」の下に「及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項」を加える。